

手続開始の公示（説明書）

令和3年12月24日
東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 良峰 透

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|------|-----------|---|
| 1-1. | 契約件名（業務名） | 千葉工事事務所管内 道路構造概略検討 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社 支社長 良峰 透 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(電話) 048-631-0020
(Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 1-5. | 見積の方法 | 書留郵便等 … 下記 4-1、4-2 を参照のこと |
| 1-6. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-8. | 契約図書 | |
- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|----------------|---|
| ①手続開始の公示（説明書） | 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ②標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】を使用すること |
| ④共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること |
| ⑤特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑥その他契約（発注用）図面等 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑦金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service |
| ⑧参加表明書 | 本書の別紙参加表明書様式1のとおり |
| ⑨技術提案書 | 本書の別紙技術提案書様式1のとおり |
| ⑩見積書 | 上記③入札者に対する指示書様式1 |
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- 契約図書の交付期間は、別紙『契約手続き日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項

2-1. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務場所 | NEXCO 東日本 関東支社 千葉工事事務所管内 |
| (2) 業務内容 | 本業務は、NEXCO 東日本関東支社千葉工事事務所管内において道路構造概略検討を実施するものである。 |
| (3) 概算数量 | 道路設計
協議用図面作成 A 8.44km
連絡等施設概略設計
概略設計 2.29km
概略付帯工設計
溝渠工設計 A1 1枚
溝渠工設計 A2 3枚
擁壁工設計 A1 2枚
擁壁工設計 A2 1枚
擁壁工設計 B1 2枚
擁壁工設計 B2 2枚
擁壁工設計 C 2枚
設計協議用図面作成 A1 28枚
設計協議用図面作成 A2 12枚
坑門工設計
型式検討 A 1箇所
型式検討 B 1箇所
型式検討 C 1箇所
一般図作成 3箇所 |
| (4) 履行期間 | 契約保証取得の日の翌日から 300 日間 |
| (5) 成果品 | 共通仕様書及び特記仕様書のとおり |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「道路設計」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速自動車国道または高速自動車国道以外の自動車専用道路における、同一業務で延長が延べ8km以上の新設・改築（車線増）・付加車線設置のいずれかに伴う道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

類似業務 道路における道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

（※1）道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計とは、NEXCO東日本調査等共通仕様書（R3.7）において以下a）からh）のいずれかを含む業務が確認できる、仕様書・内訳書またはTECRISの写しを添付すること。

- a) 5-3-2道路設計 道路概略設計において、概略設計（A）を行った場合における、（2）設計計画、（3）平面・縦断設計、（5）平面図作成、（6）縦断図作成、（7）標準横断図作成の5項目すべてを含む
- b) 5-3-2道路設計 道路概略設計において、概略設計（B）または概略設計（C）を行った場合における、（2）設計計画、（4）縦断設計、（5）平面図作成、（6）縦断図作成、（7）標準横断図作成の5項目すべてを含む
- c) 5-3-3道路設計 道路詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの5項目すべてを含む
- d) 5-3-4道路設計 協議用図面作成（1）協議用図面作成A 2）設計計画から6）標準横断図作成までの5項目すべてを含む
- e) 5-3-4道路設計 協議用図面作成（2）協議用図面作成B 2）設計計画、3）平面図作成、4）標準横断図作成の3項目すべてを含む
- f) 5-3-5道路設計 幅杭設計（2）設計計画から（6）横断図作成までの5項目すべてを含む
- g) 5-3-6道路設計 協議用図面作成後の詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの5項目すべてを含む
- h) 5-3-7道路設計 幅杭設計後の詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの5項目すべてを含む

NEXCO東日本以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容であることが確認できる、仕様書・内訳書またはTECRISの写しを添付すること。

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

a) 管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士【総合技術監理部門（建設一道路、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、トンネル、施工計画、施工設備及び積算）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ② 技術士【建設部門（道路、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、トンネル、施工計画、施工設備及び積算）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ③ RCCM（道路部門、土質及び基礎部門）の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者。
- ④ 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者（地盤・基礎分野、交通分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術

者資格制度による登録を行っている者。

b) 照査技術者：管理技術者に同じ。

- (7) 管理技術者は、審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速自動車国道または高速自動車国道以外の自動車専用道路における、同一業務で延長が延べ 8 k m 以上の新設・改築（車線増）・付加車線設置のいずれかに伴う道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

類似業務 道路における道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

（※1）道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計とは、NEXCO 東日本調査等共通仕様書（R3.7）において以下 a）から h）のいずれかを含む業務が確認できる、仕様書・内訳書または TECRIS の写しを添付すること。

- a) 5-3-2 道路設計 道路概略設計において、概略設計（A）を行った場合における、（2）設計計画，（3）平面・縦断設計，（5）平面図作成，（6）縦断図作成，（7）標準横断図作成の 5 項目すべてを含む
- b) 5-3-2 道路設計 道路概略設計において、概略設計（B）または概略設計（C）を行った場合における、（2）設計計画，（4）縦断設計，（5）平面図作成，（6）縦断図作成，（7）標準横断図作成の 5 項目すべてを含む
- c) 5-3-3 道路設計 道路詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの 5 項目すべてを含む
- d) 5-3-4 道路設計 協議用図面作成（1）協議用図面作成 A 2）設計計画から（6）標準横断図作成までの 5 項目すべてを含む
- e) 5-3-4 道路設計 協議用図面作成（2）協議用図面作成 B 2）設計計画，（3）平面図作成，（4）標準横断図作成の 3 項目すべてを含む
- f) 5-3-5 道路設計 幅杭設計（2）設計計画から（6）横断図作成までの 5 項目すべてを含む
- g) 5-3-6 道路設計 協議用図面作成後の詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの 5 項目すべてを含む
- h) 5-3-7 道路設計 幅杭設計後の詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの 5 項目すべてを含む

NEXCO 東日本以外の事業者が実施した業務については、NEXCO 東日本の仕様と同等の内容であることが確認できる、仕様書・内訳書または TECRIS の写しを添付すること。

- (8) 照査技術者は、審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速自動車国道または高速自動車国道以外の自動車専用道路における、同一業務で延長が延べ 8 k m 以上の新設・改築（車線増）・付加車線設置のいずれかに伴う道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

類似業務 道路における道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計（※1）

（※1）道路概略設計・協議用図面作成・幅杭設計・詳細設計とは、NEXCO 東日本調査等共通仕様書（R3.7）において以下 a）から h）のいずれかを含む業務が確認できる、仕様書・内訳書または TECRIS の写しを添付すること。

- a) 5-3-2 道路設計 道路概略設計において、概略設計（A）を行った場合における、（2）設計計画，（3）平面・縦断設計，（5）平面図作成，（6）縦断図作成，（7）標準横断図作成の 5 項目すべてを含む
- b) 5-3-2 道路設計 道路概略設計において、概略設計（B）または概略設計（C）を行った場合における、（2）設計計画，（4）縦断設計，（5）平面図作成，（6）縦断図作成，（7）標準横断図作成の 5 項目すべてを含む
- c) 5-3-3 道路設計 道路詳細設計（2）設計計画から（6）標準横断図作成までの 5 項目すべてを含む

- d) 5-3-4道路設計 協議用図面作成 (1) 協議用図面作成A (2) 設計計画から (6) 標準横断面図作成までの5項目すべてを含む
- e) 5-3-4道路設計 協議用図面作成 (2) 協議用図面作成B (2) 設計計画, (3) 平面図作成, (4) 標準横断面図作成の3項目すべてを含む
- f) 5-3-5道路設計 幅杭設計 (2) 設計計画から (6) 横断面図作成までの5項目すべてを含む
- g) 5-3-6道路設計 協議用図面作成後の詳細設計 (2) 設計計画から (6) 標準横断面図作成までの5項目すべてを含む
- h) 5-3-7道路設計 幅杭設計後の詳細設計 (2) 設計計画から (6) 標準横断面図作成までの5項目すべてを含む

NEXCO東日本以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等の内容であることが確認できる、仕様書・内訳書またはTECRISの写しを添付すること。

- (9) 審査基準日において、管理技術者の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。

①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上

②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が 10 件以上

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。

また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。

※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の受注者

・千葉工事事務所 技術課施工管理業務Ⅲ（受注者：株式会社建設技術研究所）

- (11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。

以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

2)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

1)一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合

3)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 参加表明書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書(以下「表明書」という。)」を作成しなければならない。表明書の各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書(様式)	留意事項
参加表明書 (様式1)	必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと。
企業の同種業務又は類似業務の実績 (様式2)	上記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。 テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載した同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本)・国土交通省・各都道府県・各市区町村またはNEXCO以外的高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書」

表明書（様式）	留意事項
	の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 なお、平成 23 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本に完成及び引渡しが完了した調査等であって、天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3.「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。） 記載にあたっては、（様式 2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の施工管理業務の実績 （様式 3）	NEXCO 東日本が発注した平成 30 年 4 月 1 日以降に元請として完了した施工管理業務の実績を最大 3 件まで記載すること。ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載にあたっては、（様式 3）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績 （様式 4）	同一業種（道路設計）において、平成 23 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。
配置予定管理技術者の資格等 （様式 5-1）	上記 3-1. (6) a) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。 手持ち業務は、審査基準日において、上記 3-1. (9) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。
配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の経験 （様式 6-1）	上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書・作業計画書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載した同種業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）・国土交通省・各都道府県・各市区町村または NEXCO 以外の高速道路会社の場合で、「調査等成績評定通知書（項目別評定点を含む）」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 なお、平成 23 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成及び引渡しが完了した調査等であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3.「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便等により提出すること。（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。） 記載にあたっては、（様式 6-1）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
配置予定照査技術者の資格等 （様式 5-2）	上記 3-1. (6) b) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。

表明書（様式）	留意事項
配置予定照査技術者の同種業務又は類似業務の経験 （様式 6-2）	上記 3-1. (8) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 テクリス登録を行っている場合は、「テクリス登録番号」を記載すること。テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる契約書類（契約書・特記仕様書・作業計画書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写しを添付すること。 記載にあたっては、（様式 6-2）に示す「記載上の注意事項」に従うこと。
業務実施体制 （様式 7）	担当技術者は最大 3 名まで記載できるが記載した技術者は必ず配置すること。建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-49-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。

- (2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 参加表明書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。

- ① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
ただし、上記期間内に参加表明書の提出者がいない場合は、参加表明書の提出期間を延長する場合がある。
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
※電子メールで送信する場合、「令和 3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。
その際は、表明書への押印は省略可能とする。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、表明書へ押印のうえ提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便や表明書への押印が無い場合による提出は受け付けない。
- ④ 提出書類 上記 3-2. 参加表明書の作成により作成した「表明書」を 1 部
（書留郵便等の場合は、正 1 部、副 1 部）

- (2) 競争参加希望者は、参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 参加表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準		配点
参加表明者経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務又は類似業務の実績	(参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・国土交通省（道路事業）または NEXCO 以外の高速道路会社発注業務 ②同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県（道路事業）または各市区町村（道路事業）の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種業務の実績（発注機関は問わない） ⑤類似業務の実績 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①20.0 点 ②10.0 点 ③・④・⑤ 0 点
参加表明者の経験及び能力	実績等	管理技術力	専門能力	平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した NEXCO 東日本発注の施工管理業務の実績	(参加表明書様式 3) 下記の順位で評価する。 ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 ①平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 3 件ある ②平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 2 件ある ③平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 1 件ある	①10.0 点 ②6.0 点 ③3.0 点
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務の成績評定点	(参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。 ①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務 ②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で成績評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（業務成績に応じて評価する） ③国土交通省の発注業務で成績評定点が 90 点以上の業務 ④国土交通省の発注業務で成績評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（業務成績に応じて評価する） なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10.0 点 ② 9.5 ～ 0.5 点 ③5.0 点 ④ 4.7 ～ 0.2 点

評価項目				評価基準		配点
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同一業種の表彰	(参加表明書様式 4) 下記の順位で評価する。 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ①平成 23 年 4 月 1 日以降に同一業種において NEXCO 東日本の社長表彰又は NEXCO 東日本の支社長表彰の実績を有する ②平成 23 年 4 月 1 日以降に同一業種において NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する 以下の場合には加点しない。 ③表彰実績がない場合 ④平成 23 年 3 月 31 日以前の表彰実績である場合 ⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合	①5.0 点 ②2.5 点 ③～⑥ 0 点
参加表明者の経験及び能力		行為不誠実及び事故等		以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和 3 年 1 月 18 日から令和 4 年 1 月 18 日までに当該業種に係る文書警告を受けた ②令和 3 年 1 月 18 日から令和 4 年 1 月 18 日までに当該業種に係る口頭注意を受けた		①-5.0 点 ②-2.0 点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定管理技術者の技術者資格 (参加表明書様式 5-1) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は選定しない。		①20.0 点 ②10.0 点

評価項目				評価基準	配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の実績 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・国土交通省（道路事業）または NEXCO 以外の高速道路会社発注業務 ②同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県（道路事業）または各市区町村（道路事業）の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種業務の実績（発注機関は問わない） ⑤類似業務の実績 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①20.0 点 ②10.0 点 ③・④・⑤ 0 点
	資格・実績等	手持業務	手持業務	(参加表明書様式 5-1) 配置予定管理技術者のうち次のいずれかに該当する場合は競争参加を認めない。 ①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額が 4 億円以上 ②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務	

評価項目				評価基準	配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務の技術者評定点 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 同種業務に従事した配置予定技術者の役職が管理技術者、照査技術者、設計担当者、現場作業責任者、現場担当者のいずれかの場合に評価する。 なお、配置予定技術者の実績業務において、従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、評価しない。 ①NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で技術者評定点が 90 点以上の業務 ②NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の発注業務で技術者評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（技術者評定に応じて評価する） ③国土交通省の発注業務で技術者評定点が 90 点以上の業務 ④国土交通省の発注業務で技術者評定点が 90 点未満 71 点以上の業務（技術者評定に応じて評価する） なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①15.0 点 ② 14.2 ～ 0.7 点 ③7.5 点 ④ 7.1 ～ 0.3 点
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		業務実施体制（参加表明書様式 7）が下記項目に該当する場合には競争参加を認めない。 ①再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」：調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書 1-49-2 に示す部分 ②業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合	

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、上記 3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請、及び非選定通知予定日

別紙『契約手続き日程』のとおり

- (2) 上記 (1) に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| ① 受付期限 | 別紙『契約手続き日程』のとおり |
| ② 受付場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 提出方法 | 電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。
受付期限内に提出のない場合や持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。） |
| ④ 提出書類 | 書面（様式自由）により作成 |

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 別紙『契約手続き日程』のとおり

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記 3-5. 技術提案書の提出者の選定に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書」）」を作成しなければならない。提案書の各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	留意事項
技術提案書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと。
業務への取組み姿勢 （様式 2）	業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 1) 「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 2) 「実施フロー」には、本調査等の実施フローについて簡潔に記載する。 3) 「その他」には、本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案の提示、コスト削減の提示等）について記載する。 例：周辺地形との調和に関する手法。〇〇に関する解析手法、コスト削減に関する方策など。 様式 2 については、A4 判（片面）2 枚以内で作成することとし、実施の手順を示す工程計画は、設計図書に基づき別途作成の上、様式 2 に添付するものとする。（用紙のサイズは A4 判又は A3 判で片面 1 枚とする。）
特定テーマに対する技術提案 （様式 3）	特定テーマは次のとおりとする。 地質、地盤リスク等の地形・地質上のコントロールポイントを踏まえた設計の留意点について 様式 3 については、A4 判（片面）2 枚以内で作成することとし、別途説明資料を A3 判（片面）1 枚以内で添付する事ができる。 記載にあたっては、様式 3 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。 記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
参考見積 （様式 4）	参考見積は、技術提案書を特定するための評価として用いる。参考見積は、本調査等の総額（税込）と金抜設計書に示す全ての項目について単価及び金額を記載すること。 本調査等の業務規模は 37 百万円（税込）を想定している。

3-7. 技術提案書の提出

選定者は、上記 3-6. 技術提案書の作成で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
※電子メールで送信する場合、「令和 3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。その際は、文書への押印は省略可能とする。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、提案書へ押印のうえ提出すること。
なお、受付期限内に提出のない場合や持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便や提案書への押印が無い場合による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は特定しない。

- ④ 提出書類 上記 3-6. 技術提案書の作成により作成した「提案書」を 1 部
(書留郵便等の場合は、正 1 部、副 3 部)

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

- (1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。
- ① 実施期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 配置予定管理技術者 1 名のみとする。
- ④ ヒアリング内容 業務実施体制
業務の取組み姿勢（業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他）
特定テーマに対する技術提案（全体、的確性、実現性、独創性）
- (2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。
- (3) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。
- (4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	実績等	管理技術力	専門能力	平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した NEXCO 東日本発注の施工管理業務の実績	①10.0 点 ②6.0 点 ③3.0 点
				(参加表明書様式 3) 下記の順位で評価する。 ただし、継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、直近年度に完了した業務のみを 1 件の業務実績とみなす。 ①平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 3 件ある ②平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 2 件ある ③平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した施工管理業務の実績が 1 件ある	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定管理技術者の技術者資格	①10.0 点 ②5.0 点
				(参加表明書様式 5-1) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	

評価項目				評価基準	配点
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の実績 (参加表明書様式 6-1) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・国土交通省（道路事業）または NEXCO 以外的高速道路会社発注業務 ②同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県（道路事業）または各市区町村（道路事業）の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種業務の実績（発注機関は問わない） ⑤類似業務の実績 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①10.0 点 ②5.0 点 ③・④・⑤ 0 点
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定照査技術者の技術者資格 (参加表明書様式 5-2) 下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、あらかじめ下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている ・ RCCM ・ 土木学会認定土木技術者 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①5.0 点 ②2.5 点

評価項目				評価基準	配点
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した配置予定照査技術者の同種業務又は類似業務の実績	①5.0 点 ②2.5 点 ③・④・⑤ 0 点
				(参加表明書様式 6-2) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・国土交通省（道路事業）または NEXCO 以外的高速道路会社発注業務 ②同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県（道路事業）または各市区町村（道路事業）の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 23 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種業務の実績（発注機関は問わない） ⑤類似業務の実績 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	
実施方針・業務への取組み姿勢		業務理解度	(技術提案書様式 2) ・業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		5.0 点
		実施手順	(技術提案書様式 2) ・業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10.0 点
		その他	(技術提案書様式 2) ・有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 ・業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。		10.0 点
特定テーマに対する技術提案		全体	(技術提案書様式 3) ・相互に関連する複数の特定テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価する。 ・矛盾があるなど整合性が著しく悪い場合は特定しない。		5.0 点
		的確性	(技術提案書様式 3) ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。		10.0 点

評価項目		評価基準	配点
	実現性	(技術提案書様式 3) ・ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・ 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・ 利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 ・ 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	10.0 点
	独創性	(技術提案書様式 3) ・ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・ 周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・ 汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。	10.0 点
参考見積		(技術提案書様式 4) 次に該当する場合は特定しない。 ①提示した業務規模を超える見積である場合 ②提案内容に対して見積が不適切な場合	

3-10. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。

※技術提案書の特定及び非特定通知予定日 別紙『契約手続き日程』のとおり

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 受付期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
- ② 受付場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 別紙『契約手続き日程』のとおり

- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

第 4 見積合わせ

4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成または準備しなければならない。

「見積書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積合わせ

- (1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。
- (2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 受付場所 上記 1-3. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
 - ① 回答日 別紙『契約手続き日程』のとおり
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。
- (2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

5-6. 設計業務成果品等の貸与

本業務は、NEXCO 東日本が認める範囲で本業務に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を競争参加希望者に対し貸与する。

- ① 貸与用電子媒体に含まれる情報
 - (ア) 業務対象位置図
 - (イ) 平成 29 年度 関東支社管内 道路構造検討業務 設計報告書
 - (ウ) 令和 2 年度 関東支社管内 地質・地盤リスクマネジメント検討業務 業務報告書

- ②被貸与可能者：上記 3-1. 競争参加資格に該当する者で別添 1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること
- ③貸与方法等：上記 1-3. 契約担当部署へ事前電話連絡後、別添 1 を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。
- ④借用申込期限：参加表明書の提出期限の前営業日の 16 時
- ⑤返却期限
- (1) 参加表明書未提出の場合：参加表明書提出期限日から 1 週間以内
 - (2) 非選定通知を受けた場合：非選定通知日から 1 週間以内
 - (3) 選定通知を受けたが手続きを辞退した場合：すみやかに返却するものとし、技術提案書提出期限日から 1 週間以内
 - (4) 非特定通知を受けた場合：非特定通知日から 1 週間以内
 - (5) 見積を辞退した場合：すみやかに返却するものとし、上記 4-2. (1) に示す見積書提出期限日から 1 週間以内
 - (6) 見積に参加した場合：上記 4-2. (1) に示す見積書提出期限日から 1 週間以内
- ⑥返却方法等：上記 1-3. 契約担当部署に持参又は書留郵便等の方法により、別添 1 とともに返却する。（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
- ⑦その他
- (1) 貸与用電子媒体は本業務に係る参加表明書、技術提案書及び見積書作成以外の目的に使用してはならない。
 - (2) 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - (3) 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
 - (4) 本業務の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する発注者への質問等を行わない。また、本業務に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
 - (5) 発注者が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記⑥により速やかにこれに応じなければならない。

以 上

契約手続き日程

調査等名：千葉工事事務所管内 道路構造概略検討

契約手続き日程

調査等名：千葉工事事務所管内 道路構造概略検討



